

令和7年度認知症カフェサミット事業実施業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「令和7年度認知症カフェサミット事業実施業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度認知症カフェサミット事業実施業務
- (2) 業務内容
別添業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
締約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託限度額
3,828,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（注）限度額を超える提案は、最優秀提案者とししない。

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「07 企画・製作」、小分類「05 イベント等の企画」及び「06 イベント等の運営」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から令和7年8月22日（金）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案への参加表明

この要項に基づく提案に参加を希望する場合は、別紙1「参加表明書」を令和7年8月19日（火）午後5時まで（必着）に「14 問い合わせ先・提出先」まで、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、念のため電話により、参加意向を伝えること。

5 提案書等

提案は、次の書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書
 - ア 体裁（用紙サイズ） 任意（原則A4縦長横書）、表紙・目次を除き30ページ以下とする。
 - イ 提出部数 6部
 - ウ 内容
別添業務委託仕様書の業務に係る以下の事項について提案すること。

項 目	内 容
1 提案概要	提案の概要、業務実施における基本的な考え方
2 業務スケジュール	業務実施に関するスケジュール
3 実施体制	業務の実施に関する体制（組織、人） 担当予定者の氏名、経歴
4 その他	提案の特色、PR 類似・関係業務の実績 提案者の概要（「会社案内」等で可） 等

（2）委託業務の概算見積書

- ア 体裁（用紙サイズ） 任意（ただし、人件費、その他経費を区分すること。）
※消費税及び地方消費税の額を含む。
- イ 提出部数 正本1部
※別に副本6部を（1）の提案書の最終ページに添付すること。

（3）その他

- ・提案書類の提出は、1者につき1提案とする。
- ・提出された提案書類については、返還しない。
また、原則として、提出後の差し替えや訂正は認めない。
- ・企画提案書は選定業者を決定するためのものであり、業務実施にあたっては、選定業者の提案及び認知症カフェサミット実行委員会（別に開催）での決定事項を基にして、山口県長寿社会課と協議を行い、実施計画を決定するものとする。

6 提案書等の提出方法及び提出期限

提案書等は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和7年8月22日（金）午後5時まで（必着）に、「14 問い合わせ先・提出先」まで、持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送は、「簡易書留郵便」等の配達状況が確認できる方法とすること。

7 書類審査の実施

提案書の提出審査（プレゼンテーションなし）を、次のとおり実施する。
なお、提案参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。
※審査予定日：令和7年8月下旬頃

8 審査基準

提案書は、次の審査項目に基づき、厳正に審査を実施する。

【審査基準】

審査項目	審査事項	配点
業務の受託体制 (業務遂行能力)	(1) 業務の遂行に十分な体制の確立が図られているか。	10
	(2) 過去の同種業務等の実績等からみて、確実に業務を遂行できるか。	10
	(3) 日程等の実現性があるか。	10
提案内容	(1) 提案の内容が業務の趣旨・目的に合致しているか。	15
	(2) 提案から想定される成果は十分なものであり、達成することが期待できるものか。	15
	(3) 認知症カフェ運営者や関係者、認知症の人や家族が安心して参加でき、今後の取組推進や連携強化につながる内容となっているか。	20
	(4) 集客方法についての創意工夫がなされており、県民の認知症及び認知症カフェに関する理解促進が期待できるものとなっているか。	15
業務経費	(1) 業務経費は適正であるか。	5
合 計		100

9 選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。
なお、選定結果に対する異議は受け付けない。

10 質問と回答

この要項に関する質問等は、別紙2「質問書」により令和7年8月15日（金）午後5時まで（必着）に、「14 問い合わせ先・提出先」まで、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。
なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、念のため担当に電話により送付した旨を伝えること。
回答は、個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して行う。
また、当該回答文書は、この要項を追加又は修正したものとして扱う。

11 契約の締結

選定された最優秀提案者と随意契約により契約を締結する。
なお、仕様書の内容は、山口県長寿社会課と協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもあるものとする。

12 失格事項

- 以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
 - (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (3) その他、要項に違反すると認められた場合

13 その他

提案書の作成、提出など提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。

14 問い合わせ先・提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号（山口県本庁舎5階）
山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班
電話番号：083-933-2788 FAX 番号：083-933-2809 e-mail: choju.chiiki@pref.yamaguchi.lg.jp